

滋賀県産業廃棄物減量化支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

旧	新
<p>第1条</p> <p>知事は、滋賀県内の事業者等が、産業廃棄物の発生抑制や資源化(再使用・再生利用)に係る研究開発、産業廃棄物を使った製品の研究開発を行う事業(以下「研究開発事業」という。)、産業廃棄物を循環資源として活用するための施設設備の整備を行う事業(以下「施設整備事業」という。)およびこれらの事業により開発もしくは改良された製品または滋賀県リサイクル認定製品の販路開拓を行う事業(以下「販路開拓事業」という。)を行う場合に要する経費に対し、産業廃棄物減量化支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。</p>	<p>知事は、<u>循環型社会の形成に寄与するため、別表1に掲げる者が、産業廃棄物の発生抑制または資源化に係る事業のうち、別表2に掲げる事業</u>を行う場合に要する経費に対し、産業廃棄物減量化支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。</p>
	<p>(定義)</p> <p><u>第2条</u></p> <p><u>この要綱において「発生抑制」とは、原材料、製品等が産業廃棄物となることの抑制のことをいう。</u></p> <p><u>2 この要綱において「資源化」とは、「再使用」または「再生利用」を行い、産業廃棄物を資源として活用することをいう。</u></p>

第2条～第9条

第10条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受理した日から14日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第11条～第16条

第17条

補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金精算払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認められるときは、補助金の一部を概算払いにより交付することができる。

第18条

第3条～第10条

第11条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書を受理した日から14日以内にその旨を記載した文書を知事に提出しなければならない。

第12条～第17条

第18条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金の一部について概算払いにより交付を行うことができるものとする。

2 補助事業者は、概算払いによる補助金の支払いを受けようとするときは、補助金概算払交付請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

第19条

<p>第 19 条</p> <p>補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後 5 年間は、毎会計年度終了後 30 日以内に当該補助事業に係る過去 1 年間の運営状況等もしくは産業廃棄物の発生抑制等の状況を記載した経過報告書（様式第 12-1 号、様式第 12-2 号、様式第 12-3 号）を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>第 20 条～第 22 条</p>	<p>第 20 条</p> <p>補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後 5 年間は、毎会計年度終了後 30 日以内に当該補助事業に係る過去 1 年間の運営状況等もしくは産業廃棄物の発生抑制 <u>または</u> 資源化の状況を記載した経過報告書（様式第 12-1 号、様式第 12-2 号、様式第 12-3 号）を作成し、知事に提出しなければならない。</p> <p>第 21 条～第 23 条</p>
	<p><u>（電子情報処理組織による申請等）</u></p> <p><u>第 24 条 補助事業者は、第 7 条の規定に基づく事業計画書の提出、第 9 条の規定に基づく交付の申請、第 11 条の規定に基づく申請の取下げ、第 12 条の規定に基づく補助事業の変更承認申請もしくは中止（廃止）承認申請、第 13 条の規定に基づく補助事業遅延等の報告、第 14 条の規定に基づく実績の報告、第 15 条の規定に基づく消費税仕入控除税額の報告、第 18 条第 2 項に基づく概算払の交付請求、第 19 条第 2 項の規定に基づく財産処分承認申請、第 20 条の規定に基づく経過報告または第 21 条の規定に基づく工業所有権届出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。</u></p>

第 23 条

規則およびこの要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 29 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 8 日に改正し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 14 日に改正し、平成 26 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 18 日に改正し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 29 日に改正し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

第 25 条

規則およびこの要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 29 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 8 日に改正し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 14 日に改正し、平成 26 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 18 日に改正し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 29 日に改正し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 14 日に改正し、令和 3 年度分の補助金に適用する。

別表 1（第 3 条関係）

研究開発事業

滋賀県内に事業所を置く産業廃棄物の排出事業者、処理業者もしくは再生品製造業者または構成員の 2 分の 1 以上がこれらの事業者で構成される法人格を有する団体とする。

施設整備事業

滋賀県内に事業所を置く産業廃棄物の排出事業者または構成員の 2 分の 1 以上が当該事業者で構成される法人格を有する団体とする。

販路開拓事業

省略

別表 1（第 3 条関係）

研究開発事業

滋賀県内に事業所を置く産業廃棄物の排出事業者、処理業者もしくは再生品製造業者または構成員の 2 分の 1 以上がこれらの事業者で構成される法人格を有する団体とする。

また、過去 3 年間に研究開発事業または施設整備事業に係る補助金の交付を受けた事業者は、原則として補助対象外となる。

施設整備事業

滋賀県内に事業所を置く産業廃棄物の排出事業者または構成員の 2 分の 1 以上が当該事業者で構成される法人格を有する団体とする。

また、過去 3 年間に研究開発事業または施設整備事業に係る補助金の交付を受けた事業者は、原則として補助対象外となる。

販路開拓事業

省略

別表 2 (第 4 条関係)

研究開発事業

次のいずれかに該当する研究開発事業。(大学または研究機関との連携により行う場合を含む。)

- ア 産業廃棄物の発生抑制および資源化を目的とする技術の研究開発
- イ 産業廃棄物および産業廃棄物の再生品を使用する製品の研究開発
- ウ 産業廃棄物の資源化を目的とするシステム構築の研究開発

施設整備事業

次の要件をすべて満たす施設整備事業。

- ア 滋賀県内において、自らの産業活動に伴い排出する産業廃棄物の発生抑制または資源化の施設設備を整備し、活用するものであること。
- イ 産業廃棄物の発生抑制や資源化の効果が高いと認められること。
- ウ 公害発生の防止のための対策が講じられるとともに、当該施設整備に係る関係法令を遵守していること。

別表 2 (第 4 条関係)

研究開発事業

次のいずれかに該当する研究開発事業。(大学または研究機関との連携により行う場合を含む。)

- ア 産業廃棄物の発生抑制 または 資源化を目的とする技術の研究開発
- イ 産業廃棄物および産業廃棄物の再生品を使用する製品の研究開発
- ウ 産業廃棄物の資源化を目的とするシステム構築の研究開発

施設整備事業

次の要件をすべて満たす施設整備事業。

- ア 滋賀県内において、自らの産業活動に伴い排出する産業廃棄物の発生抑制または資源化の施設設備を整備し、活用するものであること。
- イ 産業廃棄物の発生抑制 または 資源化の効果が高いと認められること。
- ウ 公害発生の防止のための対策が講じられるとともに、当該施設整備に係る関係法令を遵守していること。

販路開拓事業

次のいずれかに該当するリサイクル製品の販路開拓事業。

- ア 研究開発事業もしくは施設整備事業で採択された事業において開発されたりサイクル製品の販路開拓を図り、産業廃棄物の発生抑制や資源化に寄与する事業
- イ 滋賀県リサイクル認定製品の販路開拓を図り、産業廃棄物の発生抑制や資源化に寄与する事業

販路開拓事業

次のいずれかに該当するリサイクル製品の販路開拓事業。

- ア 研究開発事業もしくは施設整備事業で採択された事業において開発されたりサイクル製品の販路開拓を図り、産業廃棄物の発生抑制 または 資源化に寄与する事業
- イ 滋賀県リサイクル認定製品の販路開拓を図り、産業廃棄物の発生抑制 または 資源化に寄与する事業

別表 3 (第 5 条関係)

施設整備事業 補助率

施設整備事業のうち中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)で定められている中小企業者または構成員の 2 分の 1 以上が県内中小企業者で構成される法人格を有する団体が実施するものであって、国等の補助制度の対象事業として採択されていないものの補助率は補助対象経費の 3 分の 1 以内とする。

別表 3 (第 5 条関係)

施設整備事業 補助率

施設整備事業のうち中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)で定められている中小企業者または構成員の 2 分の 1 以上が県内中小企業者で構成される法人格を有する団体が実施するもの の 補助率は補助対象経費の 3 分の 1 以内とする。